

## 退職後の健康保険のご案内

退職後に加入する健康保険制度は、「在職時の健康保険の任意継続」、「市区町村の国民健康保険」、「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3つから選択していただくことになります。

加入条件や納める保険料などに違いがあるため、ご加入する前には、各制度を比較のうえ手続きされますようお願いいたします。

|       | 健康保険の任意継続                                                                                                                                                                                            | 国民健康保険                                                                                                                         | ご家族の健康保険<br>(被扶養者)                  |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 加入条件  | 資格喪失の前日(退職日)までに被保険者期間が2ヵ月以上あること。(※1)                                                                                                                                                                 | 他の健康保険に加入していないこと。                                                                                                              | ご家族が加入している健康保険の扶養条件を満たしていること。       |
| 加入期間  | 被保険者の資格を取得した日から2年間。                                                                                                                                                                                  | 他の健康保険に加入していない期間。                                                                                                              | 被扶養者として認定されている期間。                   |
| 保険料   | <p>■退職時の標準報酬月額(上限 28 万円)にお住まいの都道府県別の保険料率を乗じた額となります。(40 歳以上 65 歳未満の方は介護保険料率 1.5%が含まれます)</p> <p>詳しくは協会けんぽ都道府県支部にお問い合わせください。</p> <p>■保険料は全額自己負担となります。</p> <p>■保険料は原則2年間変わりません。(保険料率に変更される場合などを除きます)</p> | <p>■前年の所得や加入者数によって決定されます。</p> <p>■非自発的の失業者は保険料が軽減されます。(※2)</p> <p>■お住まいの市区町村により保険料額が異なりますので、詳しくは市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。</p> | 健康保険制度全体から拠出されるため、被扶養者の保険料負担はありません。 |
| 申請手続き | 資格喪失日(退職日の翌日)から 20 日以内にお住まいを所管する協会けんぽ都道府県支部に資格取得申出書をご提出ください。                                                                                                                                         | お住まいの市区町村の国民健康保険担当課でお手続きください。                                                                                                  | 健康保険に加入されているご家族が事業主を経由してお手続きください。   |

※1 退職したときの会社で2ヵ月以上被保険者期間がなかった場合でも、健康保険の被保険者期間(全国健康保険協会管掌健康保険および組合管掌健康保険に加入していた期間で、任意継続被保険者期間を除く)が1日も間を空ることなく2ヵ月以上あれば、任意継続に加入することができます。

※2 非自発的の失業者は、雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇等の事業主都合により離職した方)および、特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した方)が対象となります。

### 任意継続と国民健康保険を比較するポイント！

- 平成 22 年 4 月からの「非自発的失業者に係る国民健康保険料の軽減措置」によって、健康保険任意継続保険料よりも国民健康保険料の方が安くなるケースが従前より増えています。そのため健康保険任意継続への加入をお考えのときは、お住まいの市区町村で国民健康保険の保険料額を確認し、健康保険任意継続の保険料額と比較していただくことをお勧めします。
- 国民健康保険料の額は、前年所得、固定資産税、加入者数等で決定するため、高い給与で退職された方は健康保険任意継続保険料の額より高くなる可能性があります。ただし、国民健康保険料の額は毎年度見直しが行われますので、健康保険任意継続に加入された方も、年度が切り替わるときに、新しい年度の国民健康保険料の額を確認して、健康保険任意継続に引き続き加入するか検討されることをお勧めします。

なお「国民健康保険」または「ご家族の健康保険(被扶養者)」に加入するという理由で、納付済の健康保険任意継続保険料をお返すことはできませんので、お気を付けください。

### 【 任意継続被保険者の資格取得のお手続き 】

資格取得申出書の裏面に任意継続の加入期間など「大切なお知らせ」が記載されていますので、必ずご確認ください。

「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」をご記入のうえ、お住まいを所管する協会けんぽ都道府県支部に、資格喪失日(退職日の翌日)から 20 日以内(20 日目が土日、祝日の場合は翌営業日)にご提出ください。郵送による受付も行っております。郵送で申請される場合は、20 日以内に必着となるようお願いいたします。

#### ＜ 資格取得申出書にかかる記入上の留意点 ＞

- ①②欄の「勤務していた時に使用していた被保険者証の発行支部名称及び被保険者証の記号番号」について、すでに保険者証を勤務先に返却しているため確認ができない場合は、空欄のままご提出ください。
- ⑫欄の「保険料の納付方法」について、資格取得申出書裏面の右頁に詳しい内容を記載しておりますので、参考にしてください。

※ 保険料を前納した期間の途中に、加入者ご自身が就職し健康保険等の資格を取得した等によって健康保険任意継続の資格を喪失した場合は、その月以降の保険料をお返しいたします。

(この場合は、手続きが必要ですので本協会へご連絡ください)

※ 口座振替に前納割引はありません。(口座振替は毎月納付となります)

## ＜ 申請書の添付書類 ＞

任意継続の資格取得と同時に、ご家族を扶養家族として加入する手続きを行う場合は、次の生計維持関係を証明できる書類の添付が必要です。扶養されるご家族がいらない場合、添付書類はありません。

1. 被扶養者の年収は 130 万円未満であることが要件です。学生および未就学児を除き、被扶養者の収入の有無にかかわらず、収入(無収入)を確認できる書類(所得証明書または非課税証明書、源泉徴収票・離職票・雇用保険受給資格者証の写し、年金の振込通知書の写しなど)を添付してください。

例えば、無収入の配偶者を扶養に入れる場合、お住まいの市区町村から交付される直近の「課税(非課税)証明書」の添付が必要です。

※ 60 歳以上または障害年金を受けられる程度の障害者の方を扶養家族に入れる場合は、その方の年収の要件は180 万円未満になります。

2. 被保険者と同居していることが条件の被扶養者(直系尊属、配偶者、子、孫、弟妹以外の人)の場合は、同居の事実を確認できる住民票などを添付してください。
3. 被保険者と被扶養者の姓が相違する場合は、続柄の確認できる戸籍謄本などが必要となります。

## 【 被保険者証が送付されるまで 】

### 1. 被保険者証の送付

任意継続被保険者証の作成は、在職時に加入されていた健康保険の資格喪失を確認した後になります。勤務されていた事業所から年金事務所に「被保険者資格喪失届」が提出され、年金事務所で処理した日の翌日に本協会にて確認できることとなります。そのため、任意継続の被保険者証がお手元に届くまで時間を要する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

したがって、退職の際少しでも早くお手元に保険証が届くよう、勤務先の事務担当者の方へ「退職後に健康保険の任意継続加入を希望しているため、年金事務所へ「被保険者資格喪失届」を早めに提出してほしい」旨をご説明ください。

### 2. 被保険者証が送付されるまでに医療機関にて受診される場合

任意継続被保険者の資格を取得する日は、在職時に加入されていた健康保険の資格喪失日(退職日の翌日)になりますので、ご安心ください。被保険者証が送付されるまでの間に医療機関で診療を受けて、医療費を全額ご負担された場合には、被保険者証がお手元に届いたのちに、「療養費支給申請書」をご提出ください。この申請手続きによって、ご負担されていた医療費全額のうちの「保険給付が受けられる分」をお支払いします。

## 【 協会けんぽ愛媛支部窓口にて被保険者証の受け取りを希望される場合 】

### 1. 来訪される前に本協会へ事前確認していただきたいこと

任意継続の被保険者証につきましては、上記【被保険者証が送付されるまで】欄のとおり本協会にて在職時の健康保険資格喪失の確認ができないと発行することができません。お手数ですが事前に「任意継続の保険証を発行できる状態かどうか」について、本協会へお問い合わせのうえお越しください。

※ 年金事務所内の相談窓口において、被保険者証の受け取りはできませんので、あらかじめご了承ください。

### 2. 資格取得手続きに持参するもの

- (1) 来訪される方の本人確認できる身分証明書(免許証・パスポートなど)
- (2) 認印
- (3) 扶養されるご家族に関する添付書類 (上記にあります＜申請書の添付書類＞欄及び資格取得申出書裏面を参考にしてください)

※ 来訪される方が第三者又は被扶養者とならないご家族の場合は、委任状が必要となります。

## 【 健康保険任意継続の保険給付 】

在職中と同様に保険給付を受けることができますが、傷病手当金および出産手当金は支給されません。ただし、退職された方について、健康保険の被保険者期間が 1 年以上あり、退職時に支給を受けている(または要件を満たしている)ときは、期間満了まで請求できます。(退職を事由とする老齢年金等を受けている場合は、支給額が調整されます)

※ 傷病手当金および出産手当金の資格喪失後の継続給付は、要件を満たしている場合、「健康保険の任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険(被扶養者)」のいずれに加入した場合でも、引き続き受給することができます。ただし、「ご家族の健康保険(被扶養者)」に加入するときは、傷病手当金または出産手当金を受給している場合、扶養の認定を受けられないことがありますので、ご注意ください。

全 国 健 康 保 険 協 会 ( 協 会 け ん ぽ ) 愛 媛 支 部

〒790-8546 松山市三番町7-1-21ジブラルタ生命松山ビル5階 ☎ 089-947-2100

ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/> または  で